

15 これは行政の犯罪だ

96・2・3

マル秘資料が見つかった

これは、「怠慢なお役所仕事」とか「悪しき官僚主義」とかいう次元を超えていた。まさに、「行政の犯罪」というしかないではないか。

「存在が確認できない」とされてきた薬害エイズに関する厚生省内部資料が、やっと公表された。同省が一九八三年当時から輸入血液製剤によるエイズ感染の危険性を認識し、加熱製剤の導入を検討していたことが、これで、明らかになった。

この方向で適切な対策がとられていれば、日本のエイズウイルス感染者は激減していたにちがいない。しかし、現実には何の対策もとられず、事実上、二年にもわたって事態は放置されたのだ。

被害は血友病患者のうち一千人近くがエイ

ズに感染するまでに拡大し、これまでに四百人以上が亡くなつた。

原告の一人、川田龍平さんは本紙「論壇」で、こう述べた。

「人はだれでも死ぬけれど、死んでいくことと、殺されることは違う。ほくは殺されたくない。生きたい」。この言葉が迫つてくる。

政府挙げて真相究明を

なぜ、こんなことになつたのか。だれが、どう関与して、行政がゆがめられたのか。疑惑は深まつた。患者への恒久対策とは別に、真相を徹底的に究明し、責任の所在を明らかにしなければならない。

調査は同省のプロジェクトチームが行つているが、これまでの経過を見る限り、任せき

るわけにはいかない。政府全体の責任で、より客觀性が保証された調査機関を設けるべきである。判明した事実によつては、刑事案件としての追及も必要だ。

公表資料で浮かび上がつた第一の疑惑は、加熱製剤の緊急輸入まで検討していくことを示すメモが八三年七月四日につくられていたのに、わずか一週間後には、その対策が消えてしまつたことである。

「取り扱い注意」と記され、三枚の紙に手書きされたメモの内容はこうだ。

▼エイズが流行している米国の血液を原

料にした非加熱製剤を取り扱わないよう業者に行政指導する。

▼安全性の高い加熱製剤の使用をエイズ研究班から提案してもらつ。

▼加熱製剤を製造しているトラベノール社に輸入承認申請を急ぐよう指示する。

ところが、一週間後の文書には一転して次のように書かれている。

▼米国よりの非加熱製剤の一時輸入禁止は行わない。

▼患者発生が報告されると、加熱製剤を輸入すべしの声が高まる可能性がある。

▼加熱製剤の承認を超法規的に急ぐことは好ましくない。

これでは、百八十度の転換である。いったい、この一週間に何が起こつたのか。疑惑の第二は、これらの文書が書かれた一カ月前に、トラベノール社から担当の薬務局生物製剤課長あての深刻な文書が送られていたというのに、それが、その後の行政に生かされた形跡がないことだ。

NHKのテレビ番組『埋もれたエイズ報生』によると、その文書には「わが社の血液製剤にエイズ患者の血液が混入していることが判

●その後
96年3月29日 東京、大阪両訴訟で和解が成立。

96年8月21日 大阪地検が業務上過失致死容疑で、ミドリ十字を強制捜査。

96年8月29日 東京地検が安部英・前帝京大副学長を業務上過失致死容疑で逮捕(9月18日起訴)。厚生省を家宅捜索。

96年9月19日 大阪地検がミドリ十字の松下廉蔵元社長、須山忠和前社長、川野武彦社長を業務上過失致死容疑で逮捕(10月9日起訴)。

96年10月4日 東京地検が松村明仁厚生省元生物製剤課長を業務上過失致死容疑で逮捕。

●その後一本
『龍平の現在』川田龍平著、三省堂、96
『生きぬいて愛したい』草伏村生著、不知火書房、96

明した。日本に出荷したので、至急回収したい」と書かれていた。なぜ、この文書が今回も表に出ないのか。

疑惑の第三は、非加熱の血液製剤を使つて

いた血友病患者が、八三年七月、帝京大病院でエイズと思われる病状で亡くなつたのに、その認定が引き延ばされたことだ。

今回公表された資料の中にも、解剖した病理学の教授の「エイズの所見と考へる」という記録が含まれている。

厚生省がこの患者を「エイズ」と認めたのは、死亡から二年後、米国在住の同性愛者を「エイズ第一号」と認定した後の八五年五月のことだ。なぜ、遅らせたのか。

血液製剤に世間の目が集まるなどを厚生省が避けたがっていたことが、今回公表された八三年七月十一日の文書でわかる。

もし、この患者のエイズ死が明らかにされ

ていたら、血友病患者の多くは血液製剤を使うことを控えただろう。「使わなくても死ぬわけではない。国内の血液からつくったクリオ製剤もあった」と被害者は嘆く。

疑惑の第四は、加熱製剤の承認が手間取つたのはなぜか、だ。

公表された文書を読むと、「製造方法の一部変更」で、四ヶ月後には承認が可能だつたことがわかる。エイズ研究班長だった安部英・帝京大副学長が承認に消極的だつたともいわれる。真相はどうなのか。

第五の疑惑は、ウイルスが分離され、八五年七月に加熱製剤が承認された以後も、同省が危険な非加熱製剤を野放しにし、製薬会社が売り続けたのはなぜか、だ。

問題が浮上してから長い間、事実の究明や被害者の救済に取り組もうとした日本政府の姿勢は、あきれるほかない。この資料を公表し、厚相が謝罪するまでに、裁判の提起からでも六年以上の月日がたつたのである。

日本と同じころ、フランスでもエイズ感染が広がつたが、九一年には国が責任を認めて、患者への賠償を命じる最初の判決が出た。刑事责任の追及も始まり、翌年には、国立中央血液センターの所長が詐欺罪で懲役四年の実刑判決を受けた。

当時のファビウス首相も、被害を拡大させた責任で議会から告発された。時効で訴追は免れたものの、その後も同氏を含む政治家の責任を問う動きは続いた。故ミッテラン前大統領は患者に謝罪し、九四年秋には国家賠償が決定されている。

そこには見られるのは、「国家犯罪である」という認識で政府・国民の合意ができていた、ということだ。

背景に政官業の癒着構造

この種の問題に明快な対策や責任追及が行わぬ背景として考えられるのは、官庁と業界の不明朗な癒着である。

薬害エイズの問題でも、非加熱製剤を販売していた国内の代表的企業ミドリ十字には、厚生省の薬務局長だった松下廉蔵社長をはじめ、天下り官僚が役員に名を連ねていた。同じ被告企業であるバイエル薬品にも、天下りの幹部がいた。

こうした製薬会社の多くはまた、自民党や厚生族議員の実力者たちに、政治献金してきていた。八三年当時の持永和見薬務局長は今、自民党的衆院議員である。「政・官・業」の癒着構造がこれほどくっきり浮かんでいるのも珍しい。厚生省の「エイズ犯罪」の裏に、政治の影がなかったかどうか、それも徹底的に調べなければならない。

エイズ犯罪の解明と責任追及は、今や橋本内閣の最大の課題の一つだ、と私たちは考える。政府、国会、司法機関を挙げて、薬害エイズをめぐる数々の疑惑を解き明かさなければならない。それこそが、犠牲者と被害者への償いになる。

●その後
96年9月13日付で公表された政治資金収支報告書によると、製薬業界の95年一年間の政治献金は二億四千五百万円、そのうち八千五百万円余りが厚相経験者や厚生省OBらに渡つていた。
トップは持永和見元薬務局長五百五十四万円、二位は厚相もつとめた橋本首相の五百二十五万円。政党別では、自民約一億七千九百万円、新進約四千九百万円、さきがけ約千百万円、社民約四十万円。

(朝日新聞96・9・13より)

○この社説は若宮啓文論説委員（現・政治部長）との合作です。